

## 文部省大学学術局技術教育課『短期大学調査資料』について（3）

—文部事務官・村越義雄の同時代回想録を中心に—

木田 竜太郎

### 【史料④】

#### 短期大学について（四）

文部省大学学術局技術教育課 村越 義雄

#### 短期大学の設置申請

いわゆる六・三・三・の上に、修業年限が二年又は三年の大学を短期大学として、新しい大学制度の中に認めるところの学校教育法の一部を改正する法律が、昭和二十四年六月一日法律第七十九号をもって公布されたが、短期大学に関する規定は昭和二十五年三月一日から施行されることになったことは、前述の通り短期大学の発足に当っては、設置基準等を作成し、それに基づいて設置申請学校の設置の可否を審査しなければならないので、昭和二十四年度からの開設は間に合わないからであって、その発足は昭和二十五年からとなったのである。

設置基準については、学校教育法の一部改正の法律が公布されると直ちにその作成に取りかかり、八月三十日をもって設置認可申請書記載様式とともに決定されたが、その経過については前に述べた通りである。

設置申請学校の設置の可否を決めるためには大学設置審議会に諮問するのであるが、その調査審議の関係もあって、翌年度開設の設置申請書受理の締切は例年九月末日であったが、昭和二十五年開設の短期大学設置申請書の提出期限は十月十五日をもって締切ることになった。

設置基準が決定された上は、速かにその趣旨徹底を行う集会を開催するということが、かねて計画されておったので、設置基準が決定されてから四日目の九月三日には、その集会を開催することができた。

この説明打合せ会は、大学高等専門学校長、都道府県の知事及び教育委員会委員長あてに、設置申請希望者の出席方通知され、その会場はお茶の水女子大学の講堂で行われた。設置基準の説明は、主として、設置基準作成委員会（大学設置審議会第七特別委員会）の主査であった務台委員と、副主査であった古坂委員がなされ、設置申請書記載様式の説明は、腰原技術教育課長等文部省の係官がこれに当たった。この集会に出席された者は別表第十一の通りであるが、全国各地から参集し、高等学校又は各種学校の関係者も多数出席し、予想外の盛会であった。

この各地から各種別の学校関係者が多数出席したことは、その総べてが昭和二十五年開設の短期大学の設置を申請するものとは思われないが、その当時、短期大学のごとき高等教育機関の出現がいかにか要望されておったか、又これに対していかに関心をもっておったかということがうかがわれ、短期の大学の設置を要望した既述の理由を裏付けるものとして、大いに注目されなければならなかった。

さて、設置申請書を提出するまでの期間が非常に短かったので、設置の計画、申請書の作成等については可成り苦心された模様であって、その心痛の程は十分に推察せられた。しかし、待望の短期大学のごとき高等教育機関の設置をすることができるようになり、これによって各設置者が社会の要望に応えなければならないという希望と熱意は大したものであって、この希望と熱意とによって、短期間であった設置申請に関する準備は整えられ、その苦心は解消されたものと推知されたのである。

設置申請書の受理は予定通り十月十五日で締切られたが、申請学校数は百八十六校にも及んだ。そのうち、申請はしたものの、種々の事情によってその申請を取り下げたものもあって、結局設置の可否を審査する学校数は百八十一校になった。短期大学の制度が認められてはじめての設置申請のことであるので、その申請学校の内容を調べてみることにする。

申請学校を、その母体学校の種別によってその数を示すと別表第十二の通りとなる。専門学校（高等学校・大学予科を含む）を母体とする学校数が多いのは、旧制の専門学校が新制（四年制）大学に転換しないで多数存続されているが、これがこの新しく認められた短期大学に転換しようとして設置の申請をした専門学校がその大部分を占めているからである。又、新制の高等学校又は各種学校からも可成り多数申請されたことは、殊に終戦後急激に女子のための高等教育が普及され、女子の専門学校が各地に相当に設置されて来たが、新学制の実施に伴って、専門学校の設置は許されなくなり、高等教育機関は四年制大学を設置する外はなかったのである。ところが、短期大学の制度が認められるに至って、殊に女子のためには修業年限が短いということもあって、この新しく発足する短期大学を設置しようとする念願から、かくも多数申請されたのであると思われる。又、女子のみの申請学校数が男子（男女共学を含む。以下同じ。）のものよりも多いということは、短期大学が女子のための高等教育機関として適当なものであるとして、設置を希望されたことを示すものと考えられる。

次に、申請学校の所在地を都道府県別に示すと別表第十三の通りとなる。同表によれば、京浜、中京、京阪神地区に所在する学校から申請されたものが多く、これは、大都市の地区に設置の希望が集中されたと思われるが、その反面、全国の各地から一斉に、設置の申請があったということは、短期大学は、その設置基準にも示されているが、大学教育の普及と、その所在地の地域社会の要求に応ずる教育を行う使命をも帯びていることと相まって、短期大学のごとき高等教育機関の設置が、全国の各地において要望されていたのであると思われる。

又、申請学校総数の百八十一校のうち、私立学校の数が百六十一校で、総数の八十九%弱を示しているが、これは諸事情によるものであると思われる。

国立の申請学校がなかったことは、四年制大学が昭和二十四年度から発足したばかりで、その充実整備を期さなければならない関係上、財政面や諸般の事情に鑑みて、昭和二十五年開設の分は一校もみなかったのである。

別表第十一 短期大学設置基準等の説明打合会の出席者数

地区別	大学			専門学校			高等学校（新制）			各種学校			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	1	0	1	0	2	2	0	0	0	3	0	3	4	2	6
東北	2	1	3	0	4	4	1	0	1	1	1	2	4	6	10
関東甲信越	10	3	13	7	8	15	1	2	3	5	3	8	23	16	39
東京	35	9	44	16	21	37	6	2	8	16	10	26	73	42	115
北陸東海	6	3	9	2	5	7	2	2	4	3	3	6	13	13	26
近畿	16	2	18	11	16	27	2	1	3	9	3	12	38	22	60
中国四国	0	2	2	1	5	6	0	0	0	1	0	1	2	7	9
九州	3	0	3	5	6	11	0	0	0	1	0	1	9	6	15
合計	73	20	93	42	67	109	12	7	19	39	20	59	166	114	280

備考1. 専門学校の合計数109校のうち、新制大学に切替えた専門学校19校を含む。

2. 学校関係者の外に、都道府県6名、都道府県教育委員会事務局4名、市町村教育関係者3名、計13名の出席者あり。

別表第十二 短期大学設置申請の学校数

母体学校の種別 男女別設置者別		専門学校（高等学校・大学予科を含む）	高等学校（新制）	各種学校	その他	合計
公立	男	4	0	1	4	9
	女	10	0	0	1	11
	計	14	0	1	5	20
私立	男	29	8	11	31	79
	女	35	12	21	14	82
	計	64	20	32	45	161
合計	男	33	8	12	35	88
	女	45	12	21	15	93
	計	78	20	33	78	181

備考 その他は、新制大学又は旧制大学に併設するものを示す。

別表第十三 短期大学設置申請の所在地別学校数

都道府県	公立	私立	計	都道府県	公立	私立	計	都道府県	公立	私立	計
北海道	0	5	7	石川	1	2	3	島根	1	0	1
青森	0	2	2	山梨	0	2	2	広島	2	3	5
岩手	1	0	1	長野	1	0	1	山口	1	0	1
宮城	0	4	4	岐阜	1	0	1	愛媛	0	2	2
福島	0	1	1	愛知	2	11	13	高知	1	1	2
茨城	1	2	3	三重	0	2	2	福岡	0	5	5
群馬	0	1	1	滋賀	2	0	2	長崎	1	4	5
埼玉	0	1	1	京都	0	12	12	熊本	0	1	1
千葉	0	7	7	大阪	1	13	14	大分	0	1	1
東京	0	59	59	兵庫	2	7	9	鹿児島	1	1	2
神奈川	0	8	8	奈良	0	1	1				
新潟	0	1	1	和歌山	1	2	3	計	20	161	181

【史料⑤】

短期大学について（五）

文部省大学学術局技術教育課 村越義雄

短期大学の開設

短期大学の設置については、四年制大学の設置の場合と同様に、文部大臣が設置の可否を大学設置審議会に諮問して、設置することを可と認めるという答申に基いて、その認可をするのである。

別表第十二（第拾輯）の通り、設置申請の学校が多数あったことは、その過半数は旧制の専門学校の転換及び新制の大学に併設するものが占めているものの、短期大学のごとき高等教育機関の設置が要望されていたということは事実であって、いろいろの意味において意義があることと思われる。

大学設置審議会が設置の可否を審査するには、その最低の基準とするところのものは言う

までもなく短期大学設置基準ではあるが、短期大学設置基準を作成する場合に引き上げられた通り、この設置基準の外に、審査に当たっての申合せ事項が考慮されたのである。即ち十一月に入りいよいよ審査の時期に直面して、たとえば次のような申合せができたのである。

#### 短期大学審査に関する申合せ

##### 新制大学に短期大学を併設する場合の申合せ

こゝで特に述べて置かなければならないことは、前述の申合せにもあり、又設置基準の作成に当り論議されたことであるが、大学に併設する場合の短期大学の名称は「〇〇短期大学」としても「〇〇大学短期大学部」としても設置基準としては差支えないが「〇〇大学短期大学部」とする場合でも大学の一学部としての取扱はしないで独立した短期大学として取り扱うことであり、この場合における長は、専任としての呼称は「〇〇大学短期大学部学長」とすることを原則とすることであり、又新制大学に短期大学を併設する場合には、四年制大学が開設されてから間もない当時であるから、設置された四年制大学が予定通り充実整備されつゝ完成を期されなければならないという考え方の下に、設置に際しての履行条件が実施されたかどうか、そして短期大学を併設することによって折角設置されたその四年制大学の組織機能が損われないうで、いわば両方の大学の本質及び自主性が失われずに存立して行けるかどうかを十分に留意して審査しなければならないのである。

なお、短期大学の専攻科及び別科についてはその基準は設定されていないが、これ等の設置に関しては大学設置審議会において審査することとなっているので、その審査に当たっての申し合せがそれぞれ作成されている。又、通信教育の基準は昭和二十五年八月二十九日に設定されたが、その設置は未だ一校もない。

大学設置審議会の審査は前述の通り四年制大学の方式と同じように取り運ばれた。新しく設置される短期大学の適否を制定する最低の基準、即ち短期大学設置基準が設定されてから間がないためか、又新制の大学ではあるが、四年制大学とは異なる性格をもって発足する短期大学が掲げている目的、或は果そうとする使命が不明確のためか、設置基準の解説があり、審査に関する申合せが作成されてあったものの、それにも拘らず短期大学に対する見解は必ずしもその思想は統一されていなかったものであるといえよう。短期大学の目的使命、教育内容、教員組織及び施設々備等について、四年制大学との関係或は旧制の専門学校との関係をも考慮して比較検討し、具体的に短期大学のあるべき形態を見出すのに相当の苦労があったことは事実である。

即ち、短期大学は四年制大学と同様に高等学校に続く新制大学である以上は、四年制大学のような大規模の機構及び施設等を必要としないとはいえ、その組織機能は少くとも四年制大学と最低のそれと同等であるべきであるという考え方、短期大学と四年制大学との両者の性格は相違することは了得するが、そのために両者の区別をし過ぎて、短期大学を新制の大学の範ちゅう外に存在するものであるとの考えに陥り、その結果は、短期大学を四年制大学よりも可成り低い程度において認めようとする考え方、又存続する専門学校は、とも角無事に短期大学に転換させようと安易に短期大学のあり方を定めようとする反面、各種学校を母体として申請したものについては、その組織施設がいかようであろうとも、母体が各種学校であるという外観から判定しようとするために、短期大学の本質に触れようとはせず、この場合に限って「た」ずらに短期大学をより高い程度において認めようとする考え方等があつて、いわば各人各様の見解が採られたのではなかったかとも思われるのである。

前述のように、短期大学の設置申請をした学校数が可成り多数になったことは、その当時短期大学のごとき高等教育機関の設置が要望されたということではあるが、高等学校に続いて二年（又は三年）の教育機関の存在が必要であるということに止まって、その教育機関が、いかなる形態でいかなる教育内容をもつべきであるか、又適当とするかどうかという点までも考え及んでその存在が要望され、その設置が申請されたかは疑問であつたと、ここに至つ

て再考しなければならない。恐らく設置申請者においても、短期大学設置基準に対する理解の程度、短期大学設置に対する意欲の程度の差異はあったことは勿論のこと、その上に短期大学についての考え方が、やはり各人各様の見解があったものと思われるのである。

このような各人各様の見解が一時的にせよ採られたことは、とかく他の場合にもあり勝ちのことではあるが、どうかすると、自分の立場に都合の良いように解釈したり、又有利に展開するように取り計らうようになるのは免れないものであるから、それだけに短期大学としての適否を判定することは困難であったと言っても差支えないであろう。

因みに、短期大学設置基準は短期大学の最低の基準を示すものであって、短期大学の設置に当ってその適否を判定するために適用されるものであるが、設置された短期大学についても、充実整備することを履行条件として認可されている関係もあり、これを適用してその適否を検し、充実整備を計るものであるから、この設置基準に対する理解を深め、短期大学に対する教育内容等に関する考え方については研究して行かなければならないと思われる。

申請学校百八十一校のうち、種々の事情から申請を取り下げたものが十一校あったので、大学設置審議会において設置の可否の結論が出て答申されたものは百七十校についてであった。

百七十校のうち、設置することを可と認めたものは百四十九校（否は二十一校）で、そのうち公立のものが十七校であり私立のものは百三十二校であった。

この設置を認められた百四十九校の所在地を都道府県別に示すと別表第十四の通りである。設置の無いところは、岩手、秋田、山形、栃木、富山、福井、静岡、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、高知、佐賀、大分及び宮崎の十六県であった。

次に、これを母体学校の種別に分けて示すと別表第十五の通りとなる。専門学校を母体としたものが最も多いが、新制の高等学校又は各種学校を母体としたものも、それぞれ多数あることは注目すべきものがある。

次いで、学生入学定員を示すと別表第十六の通りとなる。

別表第十四 短期大学の都道府県別学校数

都道府県	学校数		
	公立	私立	計
北海道	0	5	5
青森	0	2	2
宮城	0	3	3
福島	0	1	1
茨城	0	1	1
群馬	0	1	1
埼玉	0	1	1
千葉	0	4	4
東京	0	49	49
神奈川	0	7	7
新潟	0	1	1
石川	1	2	3
山梨	0	1	1
長野	1	0	1
岐阜	1	0	1
愛知	2	11	13
三重	0	1	1
滋賀	2	0	2

京都	0	11	11
大阪	2	10	12
兵庫	2	7	9
奈良	0	1	1
和歌山	1	0	1
広島	2	2	4
山口	1	0	1
愛媛	0	1	1
福岡	0	4	4
長崎	1	4	5
熊本	0	1	1
鹿児島	1	1	1
計	17	132	149

別表第十五 短期大学の母体学校別学校数

種別 男女別 設置者別		専門学校（高 等学校・大学 予科を含む）	高等学校（新 制）	各種学校	その他	合計
公立	男	4	0	2	3	9
	女	8	0	0	0	8
	計	12	0	2	3	17
私立	男	15	5	8	29	57
	女	38	11	13	13	75
	計	53	16	21	42	132
合計	男	19	5	10	32	66
	女	46	11	13	13	83
	計	65	16	23	45	149

- 備考 1. その他は新制又は旧制の大学に併設するものを示す。  
2. 男女別の男は男女共学を含む。

別表第十六 昭和25年度 短期大学学生入学定員

設置者別 部（昼夜間）別 男女別		公立	私立	合計
男	第1部（昼間）	940	6,290	7,230
	第2部（夜間）	240	4,920	5,160
	計	1,180	11,210	12,390
女	第1部（昼間）	1,090	6,515	7,605
	第2部（夜間）	0	160	160
	計	1,090	6,675	7,765
合計	第1部（昼間）	2,030	12,805	14,835
	第2部（夜間）	240	5,080	5,320
	計	2,270	17,885	20,155

- 備考 男女別の男は男女共学を含む。

注：

本稿（史料紹介）は、本論集第5号所収の前稿（pp.73-81）の続編である。

前稿と同様に、史料の翻刻に際しては、現在、一般的に使用されない旧字や略字を改める等、便宜的な修正を一部、加えてはいるものの、基本的に原文を尊重して掲載する（但し、縦書きを横書きに改めている）。

なお、史料の「解説」については、本論集第3号所収の前々稿（pp.51-53）を参照されたい。